

事務 専門問題

平成22年 6 月施行 職員採用試験

指示があるまで開いてはいけません。

注 意

1. 問題集と解答用紙は別になっています。解答用紙に解答してください。
2. 問題は 5 題あります。そのうち 1 題を選択して解答してください。
3. 解答時間は 2 時間30分です。
4. 解答に当たっては、解答用紙の表紙に記載された注意をよく読んでください。
5. この問題集は持ち帰ることができますが、解答用紙は絶対に持ち帰らないでください。
6. 問題のページは、次のとおりです。

公 法・・・1 ページ

民 事 法・・・5 ページ

経済原論・・・7 ページ

財 政 学・・・11 ページ

公共政策・・・13 ページ

試験問題を正当な著作権者の
承諾なしに営利目的に利用
することはできません。

公 法

A県では、県内で起きた食品偽装事件による県民の食品の安全への関心の高まりを受け、新たに「A県食の安全・安心の確保に関する条例」を制定しようと考えている。その条例案が【資料1】に掲げたものである。この条例案の目玉は、県内の食品関連事業者が食品等の自主回収を始めたという情報を県が一元的に手早く収集するという、【資料2】の食品衛生法には盛り込まれていない仕組みを導入するところにある。

この条例案に賛成しようと考えている議員が、A県の担当者に条例案の内容について次のような質問を行った。あなたがA県の担当者であるとしたらどのように答えるか、論じなさい。

- (1) 「この条例案の第24条が憲法第94条に違反しているという批判がありうると聞いたが、それは具体的にはどういった内容の批判だろうか。また、その批判に対して私たちの側から説得力のある反論を行うにはいかに論じればよいか。」
- (2) 「この条例案第25条第4項に基づけば、第24条により知事が『特定事業者』（同条例案第2条第5号）から自主回収を行うとの報告を受けた場合には、県民の安全を守り不安を鎮めるために、知事が速やかに事業者の名前と自主回収の対象となっている製品の名前を公表できると思われる。しかし、知事が公表しうることをわざわざ条例に明記しなければならないのだろうか。その理由も含めて、詳しく説明してほしい。」

【資料1】 A県食の安全・安心の確保に関する条例（案）〔抄〕

（目的）

第1条 この条例は、県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには食の安全・安心を確保することが重要であることにかんがみ、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護並びに食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 すべての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- 二 食品等 食品並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物（以下「農林水産物」という。）をいう。
- 三 食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- 四 生産者 食品関連事業者のうち、農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらの者で構成される団体をいう。
- 五 特定事業者 次に掲げる食品関連事業者及び団体であって、県の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。
 - イ 食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工することを営む者
 - ロ 食品等を販売することを営む者であって、A県規則（以下「規則」という。）で定めるもの
 - ハ イに掲げる者により構成される団体

（自主回収の報告）

第24条 特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であって、当該食品等が食品衛生法の規

定に違反する食品等に該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

(回収に係る指導等)

第25条 知事は、前条の規定による報告に係る回収の措置が、健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

2 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る食品等が流通する地域を管轄する地方公共団体の長に対し、当該報告に係る情報を提供するものとする。

3 前条の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

4 知事は、前条又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、県民に対し当該報告の内容を公表するものとする。

【資料2】 食品衛生法（昭和22年法律第233号）[抄]

第1条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第4条 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。

2 この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

3 この法律で天然香料とは、動植物から得られた物又はその混合物で、食品の着香の目的で使用される添加物をいう。

4 この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

5 この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

6 この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生をいう。

7 この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、

加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

8 この法律で営業者とは、営業を営む人又は法人をいう。

第28条 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(参照条文) 日本国憲法(昭和21年11月3日憲法)

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

民法

Aは、建築業者B社との間で、自己の所有する甲土地に建物（以下「本件建物」という。）を建築してもらう旨の請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結した。

このことを前提として、次の（１）～（３）すべてに答えなさい。なお、（１）～（３）は相互に独立した問いである。

- （１） B社はAに対する請負代金債権をCに譲渡し、Aはこの譲渡につき異議をとどめないで承諾をした。その後、資金繰りの悪化が原因で、B社による本件建物の工事は予定の工期よりも大幅に遅れ、完成まで5割程度進んだ段階でB社は工事を中断してしまった。Aは、B社に対し、工事を再開して本件建物を完成させるよう何度も促したが、B社がこれに応じないため、Aはやむなく本件請負契約を解除した（なお、本件請負契約の解除につき、AとB社との間に特約はなかったものとする。）。この場合において、Cが上記請負代金債権を行使し、Aに対して代金の支払を求めてきたとき、AC間の法律関係がどうなるかを論じなさい。
- （２） B社は予定の工期に本件建物を完成させ、Aに引き渡した。半年後、本件建物の外壁の一部が崩落し、その崩落物が、たまたま本件建物のそばを通行していた大学生D（20歳）の右腕を直撃した。調査の結果、本件建物の外壁に使われた鉄筋コンクリートに、ひび割れによる鉄筋の耐力の低下、及び、鉄筋量の不足が見つかった。Dは、負傷した右腕の治療を受けたものの、右腕の動きが不自由になる後遺障害を負った。この場合において、Dは、A及びB社に対し、どのような請求をすることができるかを論じなさい。
- （３） 本件請負契約をめぐって、次の【事実経過】が生じたとする。

【事実経過】

本件請負契約の締結を契機として、AはB社の代表取締役Eと親しくなり、しばしばEと懇談する機会を持つようになった。そうした中、現在B社が中心となって建設業者数社からなる共同事業体を構成し、乙市の公共事業への新規参入を計画しているとの情報を得た。Eによれば、乙市の公共事業への新規参入がかなえば、かなりの利益が見込まれるが、そのための資金調達の目処がな

かなか立たないとのことであった。Aは十分採算性のある計画と判断し、Eからの依頼もあり、8,000万円を融資することとし、Eの指定するB社名義及び共同事業体名義の銀行預金口座に数度に分けて、計8,000万円を振り込んだ。

ところが、当初は計画が順調に進行しているという報告がなされていたが、次第に、Aが計画の進捗状況を尋ねても、Eは言を左右するばかりで明確な説明をしなくなり、Aとの面会も避けるようになってきた。Eに対する不信感を募らせたAは、明確な説明がされない場合には、融資金を引き上げる旨を申し入れたが、依然として明確な説明がなされなかったため、ついに融資した8,000万円の返還を申し入れた。しかし、EはAとの面会を拒絶し、8,000万円の返還にも応じようとしないため、AはB社を被告として、貸金8,000万円の返還を求める訴え（以下「前訴」という。）を提起した。

また、Eに対して決定的な不信感を有するに至ったAは、本件請負契約についても解除することとし、B社に対して内容証明郵便により、本件請負契約の解除を申し入れた。これに対し、B社は契約の解除に伴う損害金の支払いを求めたが、Aがこれを拒絶したため、別途、Aを被告として損害賠償として4,000万円の支払いを求める訴え（以下「後訴」という。）を提起した。

後訴の係属後、Aは、前訴において、「貸金債権は総額8,000万円であるが、本訴訟においては、そのうちの3,000万円のみを請求することとする」と請求の減縮の申立てをし、これに対して、B社も特段異議を述べなかった。その上で、Aは後訴において、B社の主張に係る4,000万円の損害賠償請求自体を争うとともに、仮に損害賠償請求権が認められるとしても、前訴で訴求している貸金債権の残額を自働債権として対当額で相殺する旨の予備的抗弁を提出した。

その後、前訴において、Aが訴求する貸金債権については、B社名義の口座に振り込んだ2,000万円のみがB社に対する貸付と認定され、2,000万円の限度でAの請求を認容する判決がなされ、確定した。他方、後訴については、その後も審理が続けられ、前訴判決の確定から4ヶ月後に口頭弁論を終結し、B社の請求を棄却する判決がなされた。なお、後訴判決の理由は、B社の損害賠償請求権を3,500万円と認定した上で、Aの相殺の抗弁を認めるというものであった。

この後訴判決を受けてB社は控訴を考えているとする。B社は、控訴に当たり、どのような主張をすることが考えられるか。訴訟法上の問題に絞り、想定されるAからの反論も指摘しながらB社の立場で論じなさい。

経済原論

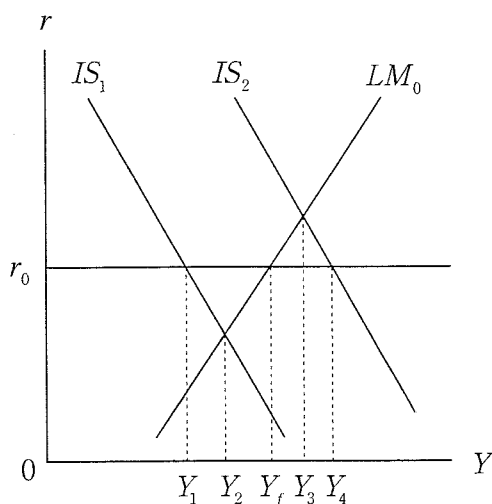
次の I ~ IV のすべてに答えなさい。

I 以下の20の語句（順不同）をすべて用いてマクロ経済学の歴史を古い順から概説しなさい。文中で初出のときには以下のように必ず で囲んで用いること。

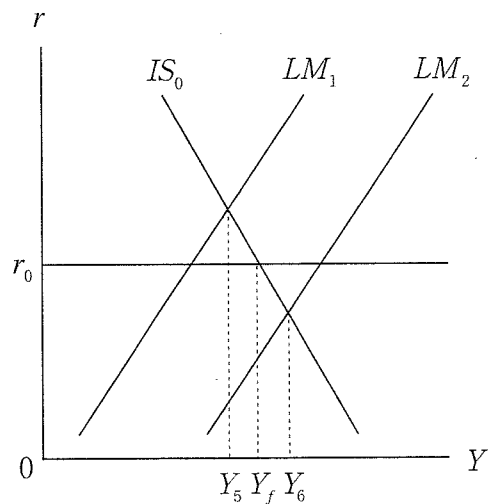
- 語句： ケインズ ルーカス キドランド=プレスコット サミュエルソン
 フリードマン フィリップス曲線 新古典派総合 景気循環理論 古典派理論
 合理的期待形成仮説 技術ショック 自然失業率仮説 「一般理論」 RBC
 DSGE ニューケインジアン ケインズ革命 期待インフレ率 価格の硬直性
 非自発的失業

II 中央銀行は、金融政策の手段として利子率を用いるか、あるいはマネーサプライを用いるかという判断を迫られる。IS-LMモデルに基づいたPoole (1970) の議論を参考にして、どのような場合にどちらの政策手段が適切かを考える。以下では、 Y は国民所得、 r は利子率、 Y_f は完全雇用国民所得、 M はマネーサプライを表す。

(1) 図Aは、不安定な財市場と安定な貨幣市場を表している。すなわち、IS曲線は IS_1 と IS_2 の間を確率的に変動するが、マネーサプライを M_0 に固定するとLM曲線は LM_0 の位置で動かない。他方、図Bは、安定な財市場と不安定な貨幣市場を表している。すなわち、IS曲線は IS_0 の位置で動かないが、マネーサプライを M_0 に固定するとLM曲線は LM_1 と LM_2 の間を確率的に変動する。さて、各々の図では、利子率、マネーサプライ、どちらの政策手段を用いるのが適切か。図中の記号を用いて理由を付し、答えなさい。



図A



図B

(2) 以下は、確率的なIS-LMモデルの一例である。

$$Y = a_0 - a_1 r + u$$

$$M = b_0 + b_1 Y - a_1 r + v$$

ここで、 a_0 、 a_1 、 b_0 、 b_1 は正のパラメーター、 u と v は各々財市場と貨幣市場の確率項であり、 $E[u] = E[v] = E[uv] = 0$ 、 $E[u^2] = E[v^2] = \sigma^2$ と仮定する。 σ^2 は正の定数である。この経済において、中央銀行は、損失関数 $E[(Y - Y_f)^2]$ が最小になるように金融政策を実施する。

- ① 利子率を政策手段とした場合、利子率の最適な値 r_0 を求めなさい。
- ② マネーサプライを政策手段とした場合、マネーサプライの最適な値 M_0 を求めなさい。
- ③ この経済における中央銀行の最適な政策手段は何か、答えなさい。

Ⅲ 需要関数が $q=1-p$ で表される市場を考える。ただし、 q と p は、それぞれその市場で取引される財の数量と価格である。この市場には生産主体として企業1と企業2だけが存在する。単純化のため、いずれの企業も生産に要する費用は常にゼロであると仮定する。

(1) 以下を計算しなさい。

- ① 企業1が追随者、企業2が先導者として行動するときの均衡における前者の利潤 π_1^S と後者の利潤 π_2^S
- ② 2つの企業がともに追随者として行動するときの均衡における企業1の利潤 π_1^C と企業2の利潤 π_2^C
- ③ 2つの企業がともに先導者として行動した場合の企業1の利潤 π_1^D と企業2の利潤 π_2^D

(2) 各企業には、「追随者として行動する」と「先導者として行動する」という2つの戦略がある。企業の利潤を利得とみなすと、この市場にはナッシュ均衡が成立するか。成立するならば、それは2つの企業がどのような戦略をとる場合か、答えなさい。

Ⅳ 以下の最大化問題で表される t 期と $t+1$ 期を生きる個人の異時点間の選択を考える。

$$\max u(c_t) + \frac{1}{1+\rho} u(c_{t+1}), \quad \rho > 0, \quad u' > 0, \quad u'' < 0$$

$$\text{s. t. } c_t + \frac{1}{1+r} c_{t+1} = w, \quad w > 0$$

ここで、 $u(\bullet)$ は効用関数、 c_t と c_{t+1} は各々 t 期と $t+1$ 期の消費量、 r は実質利子率、 w は実質賃金である。

- (1) ρ と $\frac{1}{1+\rho}$ は各々何というか、答えなさい。
- (2) 横軸に c_t 、縦軸に c_{t+1} をとり、消費の最適解 c_t^* と c_{t+1}^* を図示しなさい。ただし、 $c_t^* > c_{t+1}^*$ 、 $c_t^* = c_{t+1}^*$ 、 $c_t^* < c_{t+1}^*$ の3つの場合に分けて3つの図を描き、各々の図に最適解に対応する無差別曲線と予算線を一組ずつ書き込むこと。
 なお、3つの図で ρ は同じ値をとるものとする。
- (3) 消費の最適解 c_t^* と c_{t+1}^* の大小関係は ρ と r の大小関係で決まる。これらの間にはどのような関係があるか。簡潔に述べなさい。
- (4) $p = \frac{1}{1+\rho}$ とおき、上の最大化問題から導出されるスルツキー方程式として以下が成立する。

$$\frac{\partial c_t}{\partial p} = [(1+\rho)D]^{-1} [u'(c_{t+1}) + c_{t+1}u''(c_{t+1})], \quad D = -p^2u''(c_t) - (1+\rho)^{-1}u''(c_{t+1})$$

貯蓄を s_t と表し、上式を利用して偏導関数 $\frac{\partial s_t}{\partial r}$ を求めなさい。さらに、その結果から貯蓄が利子率の値にかかわらず常に一定であるために効用関数が満たさなければならない条件を導きなさい。

- (5) (4)で導いた条件を満たす効用関数の具体例を1つあげなさい。

財政学

次の(1)～(3)のすべてに答えなさい。

- (1) 平成20年度第2次補正予算において、政府は国民一人当たり1万2千円(18歳以下及び65歳以上は2万円)を支給する定額給付金を実施した。しかし、内閣府の「定額給付金に関連した消費等に関する調査」(平成22年1月)によると、給付金の支給による消費の増加効果は6,284億円で、給付総額の32.8%に留まった。経済学的知見から、給付額どおり家計の消費が伸びなかった理由について説明しなさい。
- (2) 経済のグローバル化に適切に対応するとともに、わが国経済の国際競争力を強化し活性化を図ることは、税制においても課題となっているが、ヒト・モノ・カネが自由に移動する経済のグローバル化が法人税や地方法人二税(法人住民税・法人事業税)に及ぼす課税上の制約と経済的な帰結について論じなさい。
- (3) 地方分権改革推進委員会第4次勧告(平成21年11月)は、地方自治体の「課税自主権の拡充は、地方財政の充実に加え、地域の多様化に合わせた自治体経営の自律的展開の観点からも重要な課題」と位置づけている。そこで、地方自治体が主体性と自己責任をもって課税自主権(税率の自由な選択)を行使する上で望ましい地方税の条件とは何かを述べなさい。また、その条件を充足する地方税(都道府県税でも市町村税でも構わない。)を具体的に一つ取り上げて、その特徴と理由を論じなさい。

公共政策

民主政治においては、選挙は、有権者と政治家・政党との間における双方向の情報伝達の重要な機会である。政治家・政党の政策あるいは実績がどのように有権者に提示され、そして、有権者の投票行動に結びつくかについては、複数の考え方がある。その考え方によって、選挙結果の解釈も変わってくる。

そこで、有権者がどのように政策あるいは政治家・政党の実績について判断し、そして投票選択を行うかについて、複数の立場を整理して論じなさい。なお、具体的な選挙の事例についても言及することが望ましい。選挙が行われた国、自治体、時期は問わない。